

■両立支援等助成金 について

- 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）では、プラチナくるみん認定を受けた企業は「男性労働者の育児休業取得率の上昇等の場合」において、15万円増額されます。
- 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）では、くるみん認定を受けた企業は、一の年度の上限人数（10人）にかかわらず、1企業当たり延べ50人までを限度に受給することができます（期限あり）、プラチナくるみん認定を受けた企業は、代替要員を新規雇用した場合に一定額増額となり、業務代替者に支給した手当の総額の助成が3/4から4/5になります。
- 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）は、不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用した場合30万円、さらに不妊治療休暇を20日以上連続して取得した場合に30万円加算します。詳細はURL、QRコードよりご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/youritsu01/index.html



■くるみん助成金 について

- 「くるみん認定・くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（こども家庭庁所管助成事業））もぜひご活用ください（令和3年10月から令和9年3月まで）。※「トライくるみん認定」は対象外です。
- 事業の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト：<https://kuruminjosei.jp/>



■働き方改革推進支援資金 について

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、このうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。
- 働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



■賃上げ促進税制 について

- 「くるみん認定・くるみんプラス認定」、「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス」認定を取得した企業は、税額控除率の上乗せ等の優遇措置を受けることができます。詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、経済産業省（中小企業庁）へお問い合わせください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/iinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

